

代理権付与・同意を要する行為の定め申立てについて

1 概要等

(1) 代理権付与・同意を要する行為の定め

既に審判によって定められた特定の法律行為とは別に、保佐人又は補助人（以下「保佐人等」といいます。）に代理権又は同意権が必要となった場合は、家庭裁判所は、保佐人等の申立てにより、保佐人等に新たに代理権を付与し、又は同意を要する行為を新たに定める旨の審判をします。この手続きにおいては、本人に対する調査が行われます。（保佐又は補助の種類のみ該当する事項です。成年後見の種類には該当しません。）

(2) 申立権者

保佐人等、本人、配偶者、四親等内の親族等

2 申立てに必要なもの

収入印紙 800円分 及び 1400円分

※ 代理権付与の申立てと同意を要する行為の定め申立てを同時にする場合は、1600円分 及び 1400円分

郵便切手 500円×2枚, 100円×5枚, 84円×10枚,
20円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚,
1円×10枚

申立書

申立人及び本人の戸籍謄本（すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。）

申立人及び本人の住民票（すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。）

※ 住民票は、個人番号（マイナンバー）の記載が省略されたものを提出してください。